

日本学術会議会則（抄）

令和8年10月1日

日本学術会議規則第1号

（日本学術会議協力学術研究団体）

第三十六条 学術会議は、学術研究団体及び学術研究団体の連合体のうち、学術会議の活動に協力することを申し出、会長が承認したものに日本学術会議協力学術研究団体（以下「協力学術研究団体」という。）の称号を付与する。

2 学術会議は、協力学術研究団体と緊密な協力関係を持つものとする。

3 前各項に定めるもののほか、協力学術研究団体に関し必要な事項は、役員会が定める。